

論文

河北東路の酒麴務

清木場 東

F 河北東路

1 澶州

(1) 酒統計

澶州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

澶州 F1	
舊。在城及德清軍・觀城・清豐・臨河縣・舊州・土樓・永北	①原文、工。志、土
鎮・東石九務	①
歲	79,187貫
熙寧十年祖額	81,354貫487文
買撲	10,402貫279文

旧額79,187貫，新額（官売＋買撲）91,756貫（文は計算せず）で，両額の差額は12,569貫，増加率16%になる。官売額81,354貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は89%，買撲額10,402貫が占める比率である買撲率は11%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F1 澶州 銭額表

旧額	79,187貫	
新額	官売	81,354貫
	買撲	10,402貫
	計	91,756貫
新旧差額	12,569貫	
増額率	16%	
官売率	89%	
買撲率	11%	

(2) 酒務表

寰宇記57・九域志2・広記10・方域5・同12により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県4・鎮市4を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく⁽²⁾。

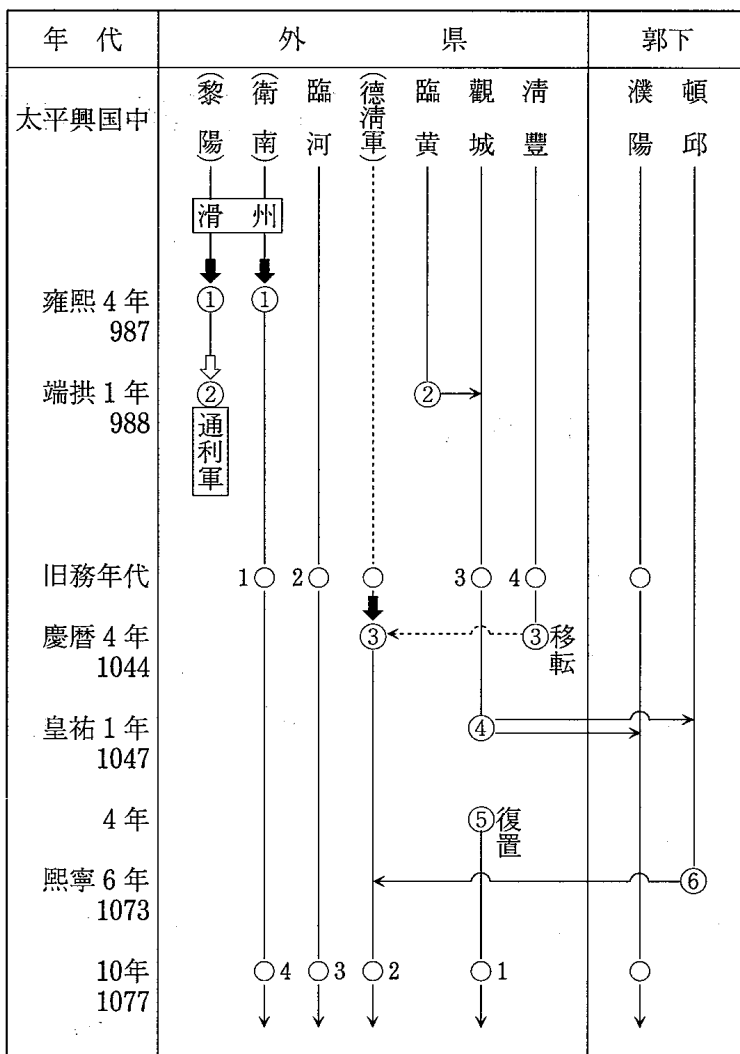
図によれば皇祐元年前の旧外県4で、また県酒務4であるので、県置務率は(4÷4)は100%になる。州県務(在城+県務4)は5務である。全酒務地9処に占

める州県務の比率である州県務率(5÷9)は56%になる。鎮市務は4務で、鎮市務率(4÷9)は44%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²徳清軍・³觀城・⁴清豊・⁵臨河県(州県務5)及び⁶舊州・⁷土樓・⁸水北鎮・⁹東石(鎮市務4)の計9処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地9処に占める併設地の比率である併設率(9÷9)は、100%になる。旧商税務10処⁽³⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(9÷10)は、90%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の

F1 澶州 県変遷図



注1 ↓: 割出, ↓: 割入, ←: 移転, ⇌: 併入, ↓: 存続,
 ①~⑥: 置廢の資料番号, ○: 税務設置
 2 以下の県変遷図の記号は上図に同じ
 3 旧務年代は商税の旧務年代

1～5の地（州県務5），及び6・7の地（鎮市務2）の計7処である。酒務地9処に対する新税務地の比率である新務地率（7÷9）は，78%になる。新商税務14処⁽⁴⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率（7÷14）は，50%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁵⁾にみえる存続地は，酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～5の地（州県務5），及び6・7の地（鎮市務2）で計7処である。酒務地9処に占める存続地の比率である存続率（7÷9）は，78%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく，不明率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F1 澶州 格上 地理表（主戸36,673 客戸19,352 計56,025 貢 席，胡粉）

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計10
中 濮陽	郭下	6 0	0	0		黄河，淇河，瓠子口	3
望 觀城	東 90	6 0	0	0		黄河，泉源河	2
緊 臨河	西 60	2 1	50	0	土樓鎮	黄河，永濟渠，澶淵	3
中 清豐	北 60	1 2	200	0	清豐・舊州鎮	黄河	1
中 衛南	西南 50	2 0	0	0		九里溝	1
計 5		17 3	17	0	土産 角弓，鳳翻席，香附子，胡粉，桑白皮，茅香		6種

F1 澶州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
4	4	100	5	56	4	44	9	9	100	10	90	7	78	14	50	7	78
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 德清軍・ ³ 觀城・ ⁴ 清豐・ ⁵ 臨河														5 処	
計 9	鎮 市	⁶ 舊州・ ⁷ 土樓・ ⁸ 水北鎮・ ⁹ 東石														4 処	
新 税 務 地	州 県	1～5の地														5 処	
計 7	鎮 市	6・7の地														2 処	
存 続 地	州 県	1～5の地														5 処	
計 7	鎮 市	6・7の地														2 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注 ⁸水北鎮・⁹東石が地理表にみえないため存続率が低い。存続率+不明率<100%のケース。

注

- (1) 県変遷図の作成史料は拙著『北宋の商業活動』（久留米大学経済叢書13, 2005年), 104~106頁参照。
- (2) (1)の書105~106頁参照。
- (3) (1)の書103頁に掲載。
- (4) (1)の書104頁に掲載。
- (5) (1)の書107頁の地理表を移録。

2 滄州

(1) 酒統計

滄州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

滄州 F2		
舊	在城及保順軍・樂陵・無棣・饒安・南皮・歸化・臨津・ 鹽山 <small>①</small> ・郭橋 <small>②</small> ・咸平・馬逮・保安 <small>③</small> ・馬明・任河・會寧・通商 ・朱堪 <small>④</small> ・趙觀・長蘆・乾符鎮・劇口 <small>⑤</small> ・韋家莊・屯莊 <small>⑥</small> 二十四務	①原文, 欠空 ②原文, 波。志, 皮 ③原文, 郊。志, 郭 ④新商稅務表, 東保安, 西保安 ⑤原文, 舍。志, 會 ⑥原文, 劇家口。志, 劇口 ⑦原文, 三。計24
歲	132,247貫	
絹	5疋	
絲	10兩	
熙寧十年祖額	119,900貫 216文	
買撲	12,345貫 946文	

旧額132,247貫, 新額(官売+買撲) 132,245貫(文は計算せず)で, 両額の差額は-2貫, 増加率0%になる。官売額119,900貫(文切捨)が新額に占める比率である官売率は91%, 買撲額12,345貫が占める比率である買撲率は9%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

(2) 酒務表

寰宇記65・九域志2・地理志2により太平興國中～元豊間の諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県6・鎮市17を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば治平元年前の旧外県6で、また県酒務6であるので、県置務率は(6÷6)は100%になる。州県務(在城+県務6)は7務である。全酒務地24処に占める州県務の比率である州県務率(7÷24)は、29%になる。鎮市務は17務で、鎮市務率(17÷24)は、71%になる。

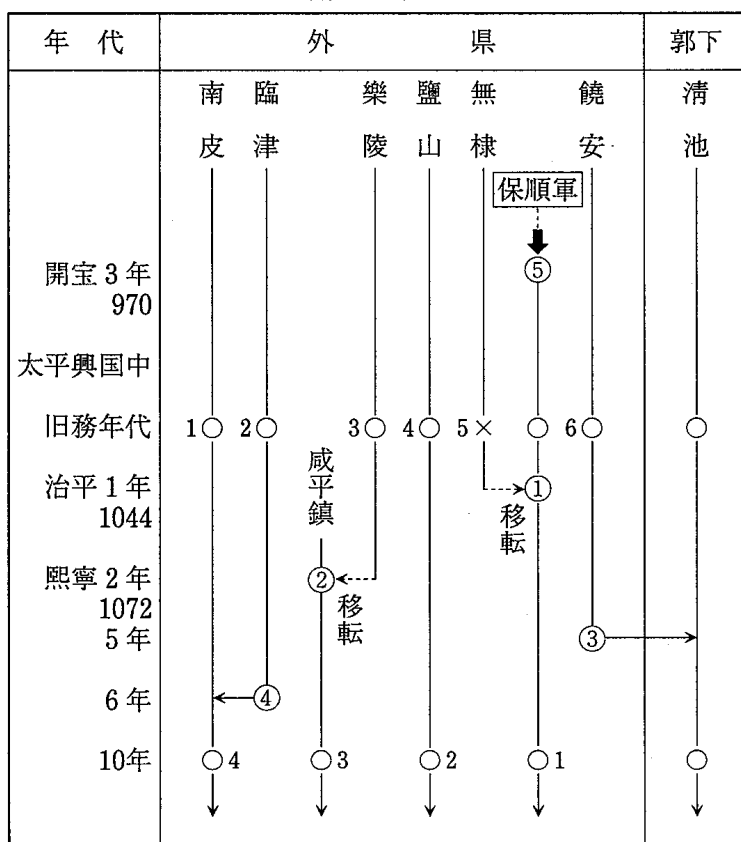
次に酒統計に○印を付した¹在城・²樂陵・³饒安・⁴南皮・⁵臨津・⁶鹽山県(州県務6)及び保順軍・⁸歸化・⁹郭橋・¹⁰咸平・¹¹馬逮・¹²保安・¹³馬明・¹⁴任河・¹⁵會寧・¹⁶通商・¹⁷朱堪・¹⁸趙觀・¹⁹長蘆・²⁰劇口・²¹韋家莊・²²屯莊(鎮市務16)の計22処が酒務・旧商稅務の併設地である。酒務地24処⁽²⁾に占める併設地の比率である併設率(22÷24)は、92%に

F2 滄州 錢額表

旧額	132,247貫	
新額	官売	119,900貫
	買撲	12,345貫
	計	132,245貫
新旧差額	-2貫	
増額率	0%	
官売率	91%	
買撲率	9%	

旧絹額 5疋
 旧絲額 10兩
 新絹額 0
 新絲額 0

F2 滄州 県変遷図



×：稅務不置

なる。旧商税務22処に占める併設地の比率である対旧商税務率 (22÷22) は、100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～6の地・無隸²³ (州県務7), 及び7～9・11～16・19～21の地・乾符²⁴ (鎮市務13)の計20処である。酒務地24処に対する新税務地の比率である新務地率 (20÷24) は、83%になる。新商税務27処³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (20÷27) は、74%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6・23の地 (州県務8), 及び8・9・11～16・19～22・24 (鎮市務13) で計20処である。酒務地24処に占める存続地の比率である存続率 (20÷24) は、83%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F2 滄州 格上 地理表 (主戸52,376 客戸4,535 計56,911 貢 絹, 柳箱)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
望	清池	郭下	11	4	36	寨 5	任河・長蘆・郭疇・饒安鎮 乾符・巷姑・三女・泥沽・小南河寨	浮陽水, 從駭河	2
望	無隸	東南 107	5	3	60	0	無隸 ^註 ・劇口・車店鎮	鬲津河, 無隸河	2
望	鹽山	東 60	4	3	75	0	會寧・通商・違家莊鎮	浮水	1
緊	樂陵	南 135	7	7	100	0	歸化・屯莊・馬逮・郭橋・楊攀・ 東保安・西保安鎮	鬲津河, 鉤盤河, 駕馬河	3
中	南皮	西南 60	6	4	66	0	南皮・馬明・樂延・臨津鎮	永濟河	1
計	5		33	21	63	5	土 鹽, 絹, 五色柳箱, 蟹蛤, 綿, 綾, 水葱蓆, 兔毫, 産 牡蠣, 鱧鮓, 糖蟹, 細文筆		12種

注 無隸県は保順軍に移転 (図参照)。無隸鎮は旧無隸県跡の鎮であろう

F2 滄州 酒 務 表

外 県 6	置 務 県 6	置 務 率 100	州 県 務 7	州 県 務 率 29	鎮 市 務 17	鎮 市 務 率 71	酒 務 24	併 設 地 22	併 設 率 92	旧 商 稅 務 22	對 舊 商 率 100	新 稅 務 地 20	新 稅 務 地 率 83	新 商 稅 務 27	對 新 商 率 74	存 続 地 20	存 続 率 83
併設地		州県	¹ 在城・ ² 樂陵・ ³ 饒安・ ⁴ 南皮・ ⁵ 臨津・ ⁶ 鹽山													6 処	
計 22		鎮市	⁷ 保順軍・ ⁸ 歸化・ ⁹ 郭橋・ ¹⁰ 咸平・ ¹¹ 場遠・ ¹² 保安・ ¹³ 馬明・ ¹⁴ 任河・ ¹⁵ 會寧・ ¹⁶ 通商・ ¹⁷ 朱堪・ ¹⁸ 趙觀・ ¹⁹ 長蘆・ ²⁰ 劇口・ ²¹ 韋家莊・ ²² 屯莊													16 処	
新稅務地		州県	1～6の地・ ²³ 無隸													7 処	
計 20		鎮市	7～9・11～16・19～21の地・ ²⁴ 乾符													13 処	
存続地		州県	1～6・23の地													7 処	
計 20		鎮市	8・9・11～16・19～22・24													13 処	
不明地													0 処	不明率	0 %		

注 ¹⁰咸平・¹⁷朱堪・¹⁸趙觀が地理表にみえないため存続率が低い

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著110頁参照。
- (2) (1)の書108～109頁に掲載。
- (3) (1)の書109頁に掲載。
- (4) (1)の書111頁の地理表を移録。

3 冀州

(1) 酒統計

冀州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

冀州 F3

舊。在城及堂陽・南宮・^①蓳・^②棗彊・武邑・衡水県・新河・劉

固・宗齊・昌城・^③長蘆・李億・來遠十四務

歲 85,661貫

熙寧十年祖額 72,139貫955文

買撲 4,000貫460文

①原文，修。志，蓳

②原文，案。志，齋

③原文，蓆。志，長

旧額85,661貫，新額（官売+買撲）76,139貫（文は計算せず）で，両額の差額は-9,522貫，増加率-11%になる。官売額72,139貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は95%，買撲額4,000貫が占める比率である買撲率は5%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F3 冀州 銭額表

旧 額	85,661 貫	
新 額	官売	72,139 貫
	買撲	4,000 貫
	計	76,139 貫
新旧差額	-9,522 貫	
増 額 率	-11 %	
官 売 率	95 %	
買 撲 率	5 %	

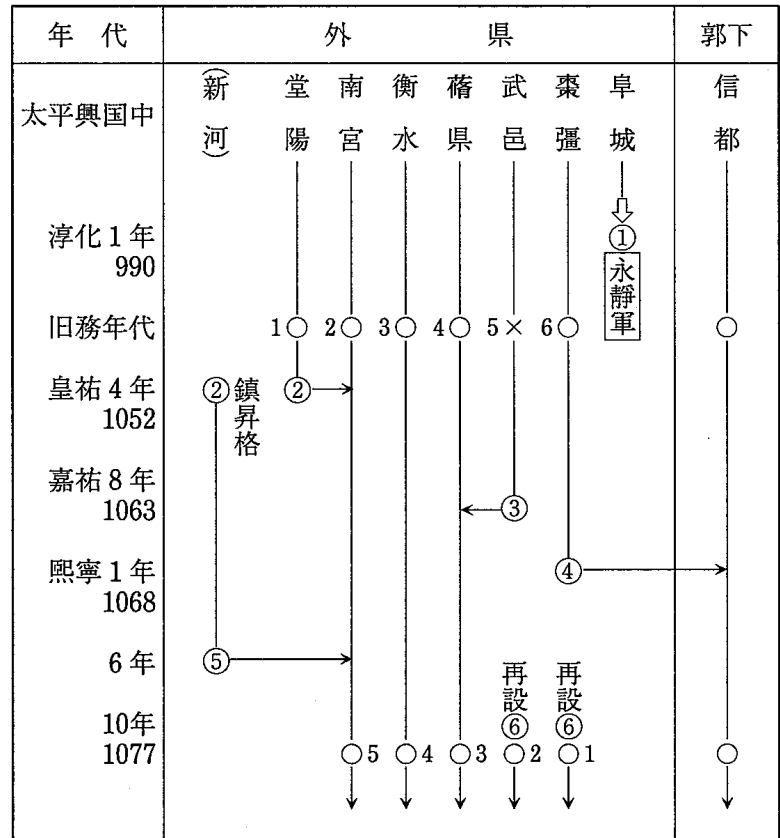
(2) 酒務表

寰宇記63・九域志2により太平興國中～元豊間の冀州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県務5・鎮市8を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば皇祐4年前の旧外県6で，また県酒務5であるので，県置務率は $(5 \div 6)$ は83%になる。州県務（在城+県務5）は6務

である。全酒務地14処に占める州県務の比率である州県務率 $(6 \div 14)$ は43%になる。鎮市務は8務で，鎮市務率 $(8 \div 14)$ は，57%になる。

F3 冀州 県変遷図



次に酒統計に○印を付した¹在城・²堂陽・³南宮・⁴藺縣・⁵棗強・⁶衡水県（州県務6）

及び新河⁷（鎮市務1）の計7処が酒務・旧商稅務の併設地である。酒務地14処に占める併設地の比率である併設率（7÷14）は、50%になる。旧商稅務7処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商稅務率（7÷7）は、100%になる。

次に酒務地に新商稅務が設置された新稅務地は、酒統計に□印を付した上記の1～6の地・武邑⁸（州縣務7）、及び7の地・長蘆⁹・李億¹⁰・來遠¹¹（鎮市務4）の計11処である。酒務地14処に対する新稅務地の比率である新務地率（11÷14）は、79%になる。新商稅務14処⁽³⁾に対する新稅務地11の比率である対新商稅務率（11÷14）は、79%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6・8の地（州縣務7）、及び7・9～11の地・劉固¹²・宗齊¹³（鎮市務6）で計13処である。酒務地14処に占める存続地の比率である存続率（13÷14）は、93%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表に見えない不明地は昌城¹⁴で、不明地が酒務地14処に占める比率である不明率（1÷14）は、7%になる。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F3 冀州 格上 地理表（主戸42,000 客戸9,136 計51,136 貢 絹）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
望	信都	郭下	5	3	60	0	劉固・宗齊・來遠鎮	胡蘆河, 降水	2
上	藺県	東北 150	2	2	100	0	王貫・李億鎮	漳河	1
上	南宮	西南 62	3	3	100	0	長蘆・新河・堂陽鎮	降水枯澮	1
上	棗彊	東南 55	2	1	50	0	楊家鎮	漳河	1
上	武邑	東北 90	2	1	50	0	觀津鎮	漳河, 長蘆河	2
中	衡水	北 38	2	0	0	0		長蘆河, 降水	2
計	6		16	10	62	0	土 産 絹, 綿, 草履子		3種

F3 冀州 酒 務 表

外 県 6	置 務 県 5	置 務 率 83	州 県 務 6	州 県 務 率 43	鎮 市 務 8	鎮 市 務 率 57	酒 務 14	併 設 地 7	併 設 率 50	旧 商 稅 務 7	対 稅 舊 商 率 100	新 稅 務 地 11	新 稅 務 地 率 79	新 商 稅 務 14	対 稅 新 商 率 100	存 続 地 13	存 続 率 93
併 設 地		州 県	¹ 在城・ ² 堂陽・ ³ 南宮・ ⁴ 稽県・ ⁵ 棗彊・ ⁶ 衡水県													6 処	
計 7		鎮 市	⁷ 新河													1 処	
新 稅 務 地		州 県	1～6の地・ ⁸ 武邑													7 処	
計 11		鎮 市	⁹ 7の地・ ¹⁰ 長蘆・ ¹¹ 李億・ ¹¹ 來遠													4 処	
存 続 地		州 県	1～6・8の地													7 処	
計 13		鎮 市	¹² 7・ ¹³ 9～11の地・ ¹² 劉固・ ¹³ 宗齊													6 処	
不 明 地		昌 城											1 処	不 明 率	7 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 112～113頁参照。
- (2) (1)の書112頁に掲載。
- (3) (1)の書112頁に掲載。
- (4) (1)の書114頁の地理表を移録。

4 瀛州

(1) 酒統計

瀛州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

瀛州 F4

舊。在城及肅寧城・^①樂壽・^②景城・^③東城県・劉解・永牢鎮七務

- ①原文, 肅寧県。志, 肅寧城
- ②原文, 東。志, 東
- ③原文, 寧。志, 牢

歳 64,341貫
 熙寧十年祖額 41,675貫 542文
 買撲 6,309貫 570文

注 景城県・東城県は熙寧6年に鎮に降格

旧額64,341貫，新額（官売+買撲）47,984貫（文は計算せず）で，両額の差額は-16,357貫，増加率-25%になる。官売額41,675貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は87%，買撲額6,309貫が占める比率である買撲率は13%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

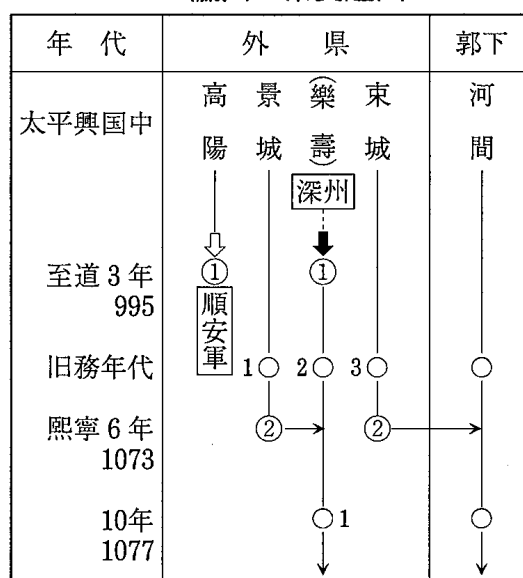
F4 瀛州 銭額表

旧 額	64,341 貫	
新 額	官売	41,675 貫
	買撲	6,309 貫
	計	47,984 貫
新旧差額	-16,357 貫	
増 額 率	-25 %	
官 売 率	87 %	
買 撲 率	13 %	

(2) 酒務表

寰宇記66・九域志2により太平興國中～元豊間の瀛州諸県の変化を県変遷図^①に示す。酒統計は在城・県3・鎮市3を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

F4 瀛州 県変遷図



図によれば熙寧6年前の旧外県3で，また県酒務3であるので，県置務率は(3÷3)は100%になる。州県務（在城+県務3）は4務である。全酒務地7処に占める州県務の比率である州県務率(4÷7)は，57%になる。鎮市務は3務で，鎮市務率(3÷7)は43%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²樂壽・³景城・⁴東城県（州県務4）及び⁵肅寧城・⁶劉解・⁷永牢鎮（鎮市務3）の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地7処に占める併設地の比率である併設率(7÷7)は，100%になる。旧商税務7処^②に占める併設地の比率である対旧商税務率(7÷7)は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の

1～4の地（州県務4），及び5・7の地（鎮市務2）の計6処である。酒務地7処に対する新税務地の比率である新務地率（6÷7）は，86%になる。新商税務6処⁽³⁾に対する新税務地6の比率である対新商税務率（6÷6）は，100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は，酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～4の地（州県務4），及び5～7の地（鎮市務3）で計7処である。酒務地7処に占める存続地の比率である存続率（7÷7）は，100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく，不明率0%である。以上の瀛州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F4 瀛州 格上 地理表（主戸31,601 客戸1,726 計33,327 貢 絹）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 3
望 河間	郭下	5	3	60	寨 関 各1	東城・永牢・北林鎮 肅寧寨，高陽關	滹沱河	1
望 樂壽	南 60	6	5	83	0	景城・劉解・沙渦・南大劉・北望鎮	徒駭河，房淵	2
計 2		11	8	72	2	土 産 絲，布，人參，蔓荊子		4種

F4 瀛州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	
外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	3	3	100	4	57	3	43	7	7	100	7	100	6	86	6	100	7	100
併 設 地	州 縣	¹ 在城・ ² 樂壽・ ³ 景城・ ⁴ 東城縣														4 処		
計 7	鎮 市	⁵ 肅寧城・ ⁶ 劉解・ ⁷ 永牢鎮														3 処		
新 税 務 地	州 縣	1～4の地														4 処		
計 6	鎮 市	5・7の地														2 処		
存 続 地	州 縣	1～4の地														4 処		
計 7	鎮 市	5～7の地														3 処		
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，115頁参照。
- (2) (1)の書114頁に掲載。
- (3) (1)の書115頁に掲載。
- (4) (1)の書116頁の地理表を移録。

5 博州

(1) 酒統計

博州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

博州 F5

舊。在城及博平・高唐・明靈・堂邑県・夾^①・興利・固河・

趙林・廣平・永安鎮・郭禮・崔度・杜郎店十四務

歳	85,019貫
熙寧十年祖額	65,374貫607文
買撲	20,672貫202文

- ①原文，灘。志，壘
- ②原文，村。志，林

旧額85,019貫，新額（官売＋買撲）86,046貫（文は計算せず）で，両額の差額は1,027貫，増加率1％になる。官売額65,374貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は76％，買撲額20,672貫が占める比率である買撲率は24％になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F5 博州 銭 額 表

旧 額	85,019 貫	
新 額	官売	65,374 貫
	買撲	20,672 貫
	計	86,046 貫
新旧差額	1,027 貫	
増 額 率	1 %	
官 売 率	76 %	
買 撲 率	24 %	

(2) 酒務表

寰宇記54・九域志2により太平興國中～元豊間の博州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾

に示す。酒統計は在城・県 3・鎮市10を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県 3 で、また県酒務 3 であるので、県置務率は (3÷3)

は100%になる。州県務 (在城+県務 3) は 4 務である。全酒務地14処に占める州県務の比率である州県務率 (4÷14) は、29%になる。鎮市務は 0 務で、鎮市務率 (10÷14) は、71%になる。

次酒統計に○印を付した¹在城・²博平・³高唐・⁴堂邑県 (州県務 4) 及び⁵明靈・⁶夾礪・⁷興利・⁸固河・⁹趙林・¹⁰廣平 (鎮市務 6) の計10処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地14処に占める併設地の比率である併設率 (10÷14) は、71%になる。旧商税務14処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 (10÷14) は、71%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の 1～4 の地 (州県務 4), 及び 6～8・10の地 (鎮市務 4) の計 8 処である。酒務地 14 処に対する新税務地の比率である新務地率 (8÷14) は、57%になる。新商税務 12 処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 (8÷12) は、67%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の 1～4 の地・(州県務 4), 及び 6・8 の地 (鎮市務 2) で計 6 処である。酒務地14処に占める存続地の比率である存続率 (6÷14) は、43%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は¹¹永安・¹²郭禮・¹³崔度・¹⁴杜郎店など 4 処で、不明地が酒務地14処に占める比率である不明率 (4÷14) は、29%になる。以上の博州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F5 博州 県変遷図

年 代	外 県	郭下
太平興國中	博 高 堂 平 唐 邑	聊 城
旧務年代	1○ 2○ 3○	○
熙寧10年 1077	○3 ○2 ○1	○
	↓ ↓ ↓	↓

F5 博州 格上 地理表（主戸49,854 客戸23,038 計72,892 貢 平紬）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計
望	聊城	郭下	4	4	100	0	興利・廣平・王館・沙冢鎮	黄河, 金沙水	2
望	高唐	東北 110	3	4	133	0	夾壩・新劉・固河・南劉鎮	黄河, 鳴犢溝	2
望	堂邑	西 40	4	1	25	0	回河鎮	黄河	1
緊	博平	東北 50	3	1	33	0	舊博平鎮	潔水	1
計	4		14	10	71	0	土産 綿, 絹, 平紬		3種

F5 博州 酒 務 表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	対	税	新	新	新	対	税	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	旧	務	税	務	商	新	務	続	続
3	3	100	4	29	10	71	14	10	71	14	71	8	57	12	67	6	43		
併設地	州県	¹ 在城・ ² 博平・ ³ 高唐・ ⁴ 堂邑県																4 処	
計 10	鎮市	⁵ 明靈・ ⁶ 夾壩・ ⁷ 興利・ ⁸ 固河・ ⁹ 趙林・ ¹⁰ 廣平																6 処	
新税務地	州県	1～4の地																4 処	
計 8	鎮市	6～8・10																4 処	
存続地	州県	1～4の地																4 処	
計 6	鎮市	6・8の地																2 処	
不明地		¹¹ 永安・ ¹² 郭禮・ ¹³ 崔度・ ¹⁴ 杜郎店													4 処	不明率	29 %		

注 不明地以外にも⁵明靈・⁷興利・⁹趙林・¹⁰廣平が地理表にみえないため存続率が低い

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 117頁参照。
- (2) (1)の書116頁に掲載。
- (3) (1)の書116～117頁に掲載。
- (4) (1)の書118頁の地理表を移録。

6 棣州

(1) 酒統計

棣州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

棣州 F6	
①	○□△ 在城及陽信・商河縣・欽風・寛河・歸仁・太平・新務・
	○□△ 西界・桑樓・脂角鎮・七里渡・達多口十三務
歳	81,246貫
熙寧十年祖額	90,781貫677文
買撲	4,664貫740文
絹	254疋

- ①原文，欠（空）
- ②原文，滴。志，商
- ③原文，汧。志，欽
- ④原文，連。志，達

旧額81,246貫，新額（官売+買撲）95,445貫（文は計算せず）で，両額の差額は14,199貫，増加率17%になる。官売額90,781貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は95%，買撲額4,664貫が占める比率である買撲率は5%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F6 棣州 銭額表

旧額	81,246貫	
新額	官売	90,781貫
	買撲	4,664貫
	計	95,445貫
新旧差額	14,199貫	
増額率	17%	
官売率	95%	
買撲率	5%	

旧絹額 0
新絹額 254疋

(2) 酒務表

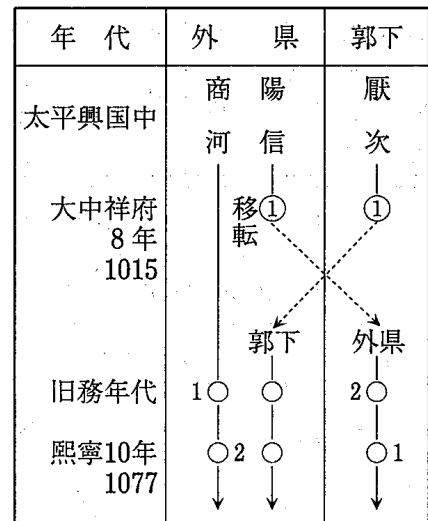
寰宇記64・九域志2により太平興國中～元豊間の棣州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県2・鎮市10を記すが，それら酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県2で，また酒務2であるので，県置務率は(2÷2)は100%になる。州県務（在城+県務2）は3務である。全酒務地13処に占める州県務の比率である州県務率(3÷13)は，23%になる。鎮市務は10務で，鎮市

務率（10÷13）は、77%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²陽信・³商河
 県（州県務3）及び⁴欽風・⁵寛河・⁶歸仁・⁷太平・
⁸新務・⁹西界・¹⁰脂角鎮・¹¹七里渡（鎮市務8）の計11
 処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地13
 処に占める併設地の比率である併設率（11÷13）
 は、85%になる。旧商税務11処⁽²⁾に占める併設
 地の比率である対旧商税務率（11÷11）は、100
 %になる。

F6 棣州 県変遷図



次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の
 1～3の地（州県務3），及び4～11の地・¹²達多口（鎮市務9）計12処である酒務地
 13処に対する新税務地の比率である新務地率（12÷13）は、92%になる。新商税
 務15処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率（12÷15）は、80%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△
 印を付している。存続地は上記の1～3の地（州県務3），及び4～12の地（鎮市
 務9）で計12処である。酒務地13処に占める存続地の比率である存続率（12÷13）
 は、92%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は¹³桑樓の1
 務で、不明地酒務地13処に占める比率である不明率（1÷13）は、8%になる。以
 上の棣州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F6 棣州 格上 地理表（主戸30,580 客戸8,363 計38,943 貢 絹, 絨）

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5	
上 厭次	郭下	5	5	100	0	歸仁・七里渡・脂角・達多・永利鎮	黄河	1
中 商河	西南 80	3	2	66	0	寛河・太平鎮	黄河, 馬頓河	2
下 陽信	東北 40	5	3	60	0	欽風, 西界, 新務鎮	黄河, 鉤盤河	2
計 3		13	10	76	0	土 産 絹, 絲蚕		2種

F6 棣州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 率	州 縣 務	州 縣 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	務	設 地	設 率	商 稅 務	旧 商 稅 務	对 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	对 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
2	2	100	3	23	10	77	13	11	85	11	100	12	92	15	80	12	92
併 設 地	州 縣	¹ 在城・ ² 陽信・ ³ 商河縣														3 処	
計 11	鎮 市	⁴ 欽風・ ⁵ 寛河・ ⁶ 歸仁・ ⁷ 太平・ ⁸ 新務・ ⁹ 西界・ ¹⁰ 脂角鎮・ ¹¹ 七里渡														8 処	
新 稅 務 地	州 縣	1～3の地														3 処	
計 12	鎮 市	4～11の地・ ¹² 達多口														9 処	
存 続 地	州 縣	1～3の地														3 処	
計 12	鎮 市	4～12の地														9 処	
不 明 地	州 縣	¹³ 桑樓											1 処	不 明 率	8 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 119～120頁参照。
- (2) (1)の書119頁に掲載。
- (3) (1)の書119頁に掲載。
- (4) (1)の書120頁の地理表を移録。

7 莫州

(1) 酒統計

莫州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

莫州 F7
 舊。在城及任邱・長豊・莫県四務
○□△ ○□△ ○□△
① ②
 歳
 熙寧十年祖額
 買撲

22,468貫
 25,909貫080文
 1,562貫195文

- ①原文, 丘。志, 邱
- ②原文, 鄭県。鄭県はないので莫県であろう。郭下であるので酒務数に入れず

注 長豊県は熙寧6年に鎮に降格

旧額22,468貫，新額（官売＋買撲）27,471貫（文は計算せず）で，両額の差額は5,003貫，増加率22%になる。官売額25,909貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額1,562貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

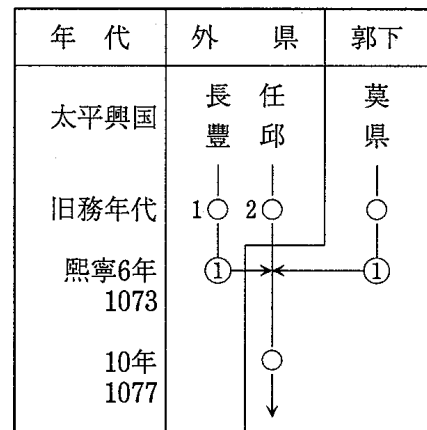
F7 莫州 銭 額 表

旧 額	22,468 貫	
新 額	官売	25,909 貫
	買撲	1,562 貫
	計	27,471 貫
新旧差額	5,003 貫	
増 額 率	22 %	
官 売 率	94 %	
買 撲 率	6 %	

(2) 酒務表

寰宇記66・九域志2・方域5・同12により太平興國中～元豊間の莫州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県務2（郭下の莫県を含めず）を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

F7 莫州 県変遷図



図によれば熙寧6年前の旧外県2で，また県酒務2であるので，県置務率は $(2 \div 2)$ は100%

になる。州県務（在城＋県務2）は3務である。酒務地3処（郭下の莫県を除く）に占める州県務の比率である州県務率 $(3 \div 3)$ は，100%になる。

次酒統計に○印を付した¹在城・²任邱・³長豊（州県務3）の計3処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地3処に占める併設地の比率である併設率 $(3 \div 3)$ は，100%になる。旧商税務3処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(3 \div 3)$ は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1～3の地（州県務3）の計3処である。酒務地3処に対する新税務地の比率である新務地率 $(3 \div 3)$ は100%になる。新商税務3処⁽³⁾に対する新税務地の比率であ

る対新商稅務率 (3÷3) は, 100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は, 酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～3の地(州縣務3)で計3処である酒務地3処に占める存続地の比率である存続率(3÷3)は, 100%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表に見えない不明地はなく, 不明率は, 0%である。以上の莫州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F7 莫州 格上 地理表 (主戸13,000 客戸436 計13,436 貢 綿)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
上 任邱	郭下	8	1	12	寨	長豊鎮 馬村・王家寨	滹沱河, 濡水	2
計 1		8	1	12	2	土 産 蓍蓉, 人參, 絹		3種

F7 莫州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存
2	2	100	3	100	0	0	3	3	100	3	100	3	100	3	100	3	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 任邱・ ³ 長豊														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
新 稅 務 地	州 県	1～3の地														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1～3の地														3 処	
計 3	鎮 市															0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注 莫県は郭下, 酒務数に入れず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，121～122頁参照。
- (2) (1)の書121頁に掲載。
- (3) (1)の書121頁に掲載。
- (4) (1)の書123頁の地理表を移録。

8 雄州

(1) 酒統計

雄州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

雄州 F8	
舊。在城一務	
歳	23,827貫
熙寧十年祖額	22,318貫076文
買撲	462貫636文

旧額23,827貫，新額（官売＋買撲）22,780貫（文は計算せず）で，両額の差額は－1,047貫，増加率－4％になる。官売額22,318貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は98％，買撲額462貫が占める比率である買撲率は2％になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F8 雄州 銭額表

旧 額	23,827 貫	
新 額	官売	22,318 貫
	買撲	462 貫
	計	22,780 貫
新旧差額	－1,047 貫	
増 額 率	－4 ٪	
官 売 率	98 ٪	
買 撲 率	2 ٪	

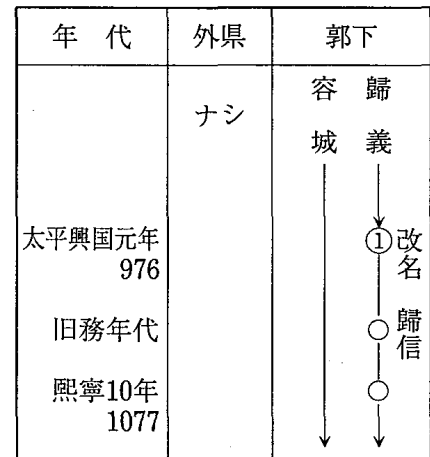
(2) 酒務表

寰宇記67・九域志2により太平興國中～元豊間の雄州県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城を記すが，旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県はなく、在城のみである。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率(1÷1)は100%である。鎮市務はなく、鎮市務率0%である。

次に酒務は酒統計に○□△印を付した¹在城のみである。併設地・存続地・新稅務地・旧商稅務地⁽²⁾・新商稅務地⁽³⁾は共に1処で、諸比率は100%になる。地理表⁽⁴⁾に見えない不明地はなく不明率0%である。以上の雄州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F8 雄州 県変遷図



注 容城は郭内県

F8 雄州 格中 地理表 (主戸8,707 客戸262 計8,969 貢 紬)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
中 歸信	郭下	4	0	0	寨 8 関 1	張家・木場・三橋・雙柳・大渦・七姑垣・紅城・新垣寨 瓦橋關	易水, 巨馬河	2
中 容城	郭内	3	0	0	0		南易水, 大泥淀	2
計 2		7	0	0	9	土産 絹, 布		2種

F8 雄州 酒 務 表

外 県	置 務 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 率	存 続 地	存 続 率
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
併 設 地		州 県	在城 ¹														1 処
計 1		鎮 市															0 処
新 稅 務 地		州 県	1の地														1 処
計 1		鎮 市															0 処
存 続 地		州 県	1の地														1 処
計 1		鎮 市															0 処
不 明 地														0 処	不明率	0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，123～124頁参照。
- (2) (1)の書123頁に掲載。
- (3) (1)の書123頁に掲載。
- (4) (1)の書124頁の地理表を移録。

9 覇州

(1) 酒統計

覇州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

覇州	F9	
舊	在城及大城 ^① ・文安 ^② ・萬春鎮 ^③ 四務	
歳		24,536貫
	絲	36兩
熙寧十年祖額		18,919貫598文
	買撲	1,708貫172文

- ①酒統計の原文では覇州はF10德州の前に置かれている。商税統計の記載順序に従うことにする。
- ②原文，太。志，大
- ③郭下県。酒務数に入れず

旧額24,536貫，新額（官売＋買撲）20,717～20,627貫（文は計算せず）で，両額の差額は－3,819～－3,909貫，増加率－15～－16%になる。官売額18,919貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は91～92%，買撲額1,708～1,798貫が占める比率である買撲率は9～8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F9 覇州 銭 額 表

旧 額	24,536 貫	
新 額	官売	18,919 貫
	買撲	1,708 貫
	計	20,717 20,627 貫
新旧差額	－3,819～－3,909 貫	
増 額 率	－15～－16 %	
官 売 率	91～92 %	
買 撲 率	9～8 %	

旧絲額 36 兩
新絲額 0

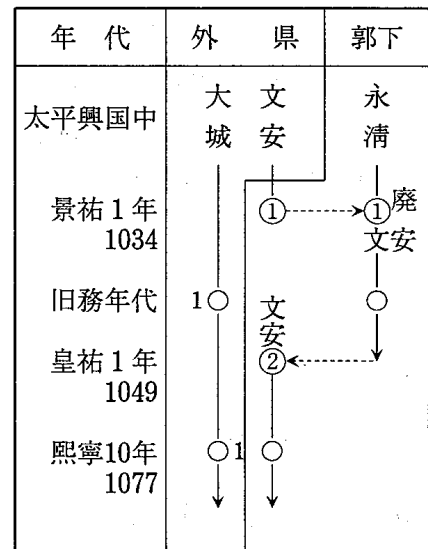
(2) 酒務表

寰宇記67・九域志2により太平興國中～元豊間の覇州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾

に示す。酒統計は在城・県1・鎮市1を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県1で、また県酒務1であるので、県置務率は $(1 \div 1)$ は100%になる。州県務（在城+県務1）は2務である。全酒務地3処に占める州県務の比率である州県務率 $(2 \div 3)$ は、67%になる。鎮市務は1務で、鎮市務率 $(1 \div 3)$ は、33%になる。

F9 霸州 県変遷図



次に酒統計に○印を付した¹在城・²大城（州県務2）の計2処が麴務・旧商税務の併設地である。酒務地3処に占める併設地の比率である併設率 $(2 \div 3)$ は、67%になる。旧商税務3処²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(2 \div 3)$ は、67%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1・2の地（州県務2）の計2処である。酒務地3処に対する新税務地の比率である新務地率 $(2 \div 3)$ は67%になる。新商税務3処³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 $(2 \div 3)$ は、67%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・2の地（州県務2）、及び³萬春鎮（鎮市務1）で計3処である。酒務地3処に占める存続地の比率である存続率 $(3 \div 3)$ は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の霸州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F9 覇州 格中 地理表（主戸14,102 客戸957 計15,059 貢 絹）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
上	文安	郭下	3	0	0	寨 8 関 1	劉家渦・刀魚・莫金・阿翁・雁頭 ・黎陽・喜渦・鹿角寨 益津關	澧水, 韋河, 百濟河	3
上	大城	東南 105	2	1	50	0	萬春鎮	滹沱河	1
計	2		5	1	20	9	土 産 絲, 綿, 絹		3種

F9 覇州 酒 務 表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	対	新	新	新	対	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	税	税	商	税	続	続	
1	1	100	2	67	1	33	3	2	67	3	67	2	67	3	67	3	100
併設地	州県	¹ 在城・ ² 大城														2 処	
計 2	鎮市															0 処	
新税務地	州県	1・2の地														2 処	
計 2	鎮市															0 処	
存続地	州県	1・2の地														2 処	
計 3	鎮市	³ 萬春鎮														1 処	
不明地		0 処												不明率	0 %		

注 文安県は郭下，酒務数に入れず

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著125頁参照。
- (2) (1)の書125頁に掲載。
- (3) (1)の書125頁に掲載。
- (4) (1)の書126頁の地理表を移録。

10 德州

(1) 酒統計

德州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

德州 F10	
舊。在城及將陵・德平・平原県・懷仁・重興・將陵・藥家・ 水務・安樂・嚮化・吳橋・王琮・糜村・安陵・盤河鎮十六務	①原文，校。志，陵 安德県の鎮
歲	②原文，代。志，化
	94,601貫
熙寧十年祖額	78,887貫784文
買撲	7,255貫744文

旧額94,601貫，新額（官売＋買撲）86,142貫（文は計算せず）で，両額の差額は－8,459貫，増加率－9％になる。官売額78,887貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92％，買撲額7,255貫が占める比率である買撲率は8％になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F10 德州 銭 額 表

旧 額	94,601 貫	
新 額	官 売	78,887 貫
	買 撲	7,255 貫
	計	86,142 貫
新旧差額	－8,459 貫	
増 額 率	－9 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

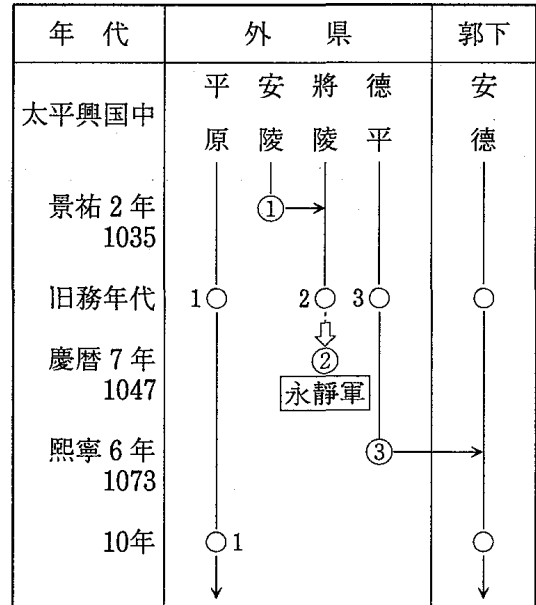
(2) 酒務表

寰宇記64・九域志2により太平興國中～元豊間の德州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県3・鎮市12を記す。將陵県務が酒統計にみえるので，図によれば旧務年代は慶暦7年前である。

図によれば慶暦7年前の旧外県3で，また県酒務3であるので，県置務率は(3÷3)は100％になる。州県務(在城＋県務3)は4務である。全酒務地16処に占める州県務の比率である州県務率(4÷16)は，25％になる。鎮市務は12務で，鎮市務率(12÷16)は，75％になる。

次酒統計に○印を付した¹在城・²將陵・³德平・⁴平原県 (州県務 4) 及び⁵懷仁・⁶重興・⁷將陵・⁸藥家・⁹水務・¹⁰安樂・¹¹呉橋・¹²王琮 (鎮市務 8) の計12処が酒務・旧商稅務の併設地である。酒務地16処に占める併設地の比率である併設率 (12÷16) は、75%になる。旧商稅務13処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商稅務率 (12÷13) は、92%になる。

F10 德州 県変遷図



次に酒務地に新商稅務が設置された地である新稅務地は、酒統計に□印を付した上記の1・3・4の地 (州県務 3)、及び5～9の地・¹³嚮化・¹⁴糜村・¹⁵盤河鎮 (鎮市務 8) の計11処である。酒務地16処に対する新稅務地の比率である新務地率 (11÷16) は、69%になる。新商稅務16処⁽³⁾に対する新稅務地の比率である対新商稅務率 (11÷16) は、69%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・3・4の地 (州県務 3)、及び5～9・13～15の地 (鎮市務 8) で計11処である。酒務地16処に占める存続地の比率である存続率 (11÷16) は、69%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表に見えない不明地は¹⁶安陵の1務で、不明地が酒務地16処に占める比率である不明率 (1÷16) は、6%になる。以上の德州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F10 德州 格上 地理表 (主戸18,811 客戸18,027 計36,838 貢 綱)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
望 安德	郭下	8	8	100	0	嚮化・糜村・將陵・懷仁・德平・重興・盤河・磁博鎮	黄河, 鬲津河	2
望 平原	西南 40	2	2	100	0	藥家・水務鎮	黄河, 金河	2
計 2		10	10	100	0	土産 綾, 蛇床子, 賦綿, 絹		4種

F10 德州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 存 存	置 務 率	州 縣 務	州 縣 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	对 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	对 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率	
3	3	100	4	25	12	75	16	12	75	13	92	11	69	16	69	11	69
併 設 地	州 縣	¹ 在城・ ² 將陵・ ³ 德平・ ⁴ 平原縣														4 処	
計 12	鎮 市	⁵ 懷仁・ ⁶ 重興・ ⁷ 將陵・ ⁸ 藥家・ ⁹ 水務・ ¹⁰ 安樂・ ¹¹ 吳橋・ ¹² 王琮														8 処	
新 稅 務 地	州 縣	1・3・4の地														3 処	
計 11	鎮 市	5～9の地・ ¹³ 嚮化・ ¹⁴ 糜村・ ¹⁵ 盤河鎮														8 処	
存 続 地	州 縣	1・3・4の地														3 処	
計 11	鎮 市	5～9・13～15の地														8 処	
不 明 地		¹⁶ 安陵											1 処	不明率	6 %		

注 不明地以外に¹⁰安樂・¹¹吳橋・¹²王琮・¹³嚮化が地理表にみえないため存続率が低い

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、127頁参照。
- (2) (1)の書126頁に掲載。
- (3) (1)の書127頁に掲載。
- (4) (1)の書129頁の地理表を移録。

11 濱州

(1) 酒統計

濱州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

濱州 F11

舊。在城及招安縣・安定・東永和・永豐・蒲臺・寧海鎮・^①原文、河。志、和
三河口八務

歳	52,473貫
絹	262疋
熙寧十年祖額	43,407貫322文
買撲	17,451貫544文

旧額52,473貫，新額（官売+買撲）60,858貫（文は計算せず）で，両額の差額は8,385貫，増加率16%になる。官売額43,407貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は71%，買撲額17,451貫が占める比率である買撲率は29%になる。以上の諸数値を錢額表にまとめる。

F11 濱州 錢 額 表

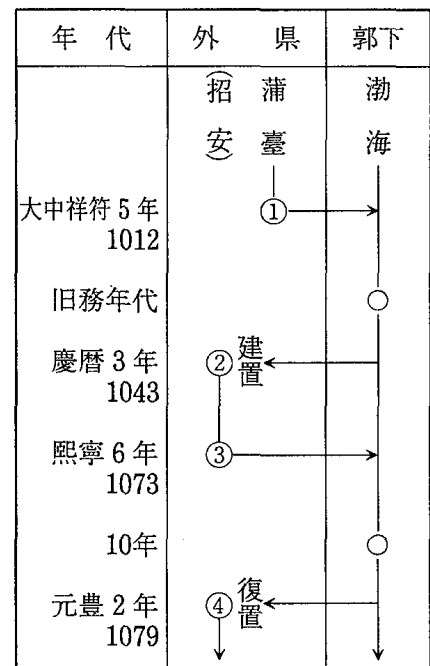
旧 額	52,473 貫	
新 額	官売	43,407 貫
	買撲	17,451 貫
	計	60,858 貫
新旧差額	8,385 貫	
増 額 率	16 %	
官 売 率	71 %	
買 撲 率	29 %	

旧絹額 262 疋
新絹額 0

(2) 酒務表

寰宇記64・九域志2により太平興國中～元豊間の濱州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県務1・鎮市6を記す。また原文に「招安県」と明記している。同県は図によれば慶暦3年（又は2年）⁽²⁾に建置されており，旧務年代は同年以後となる。図の商税旧務年代と相違するので留意しておきたい。

F11 濱州 県変遷図



図によれば熙寧6年前の旧外県1で，また県酒務1であるので県置務率（1÷1）は100%である。州県務（在城+県務1）は2務である。全酒務地8処に占める州県務の比率である州県務率（2÷8）は，25%になる。鎮市務は6務で，鎮市務率（6÷8）は，75%になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²招安県（州県務2）及び³安定・⁴東永和・⁵永豊・⁶蒲臺鎮（鎮市務4）の計6処が酒務・旧商税務の併設地である酒務地8処に占める併設地の比率である併設率（6÷8）は，75%になる。旧商税務6処⁽³⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率（6÷6）は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1の地（州県務1）、及び2～6の地・寧海鎮・三河口（鎮市務7）の計7処である。酒務地8処に対する新税務地の比率である新務地率（8÷8）は、100%になる。新商税務18処⁽⁴⁾に対する新税務地の比率である対新商税率（8÷18）は、44%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁵⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1の地（州県務1）、及び2～8の地（鎮市務7）で計8処である。酒務地8処に占める存続地の比率である存続率（8÷8）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F11 濱州 格上 地理表（主戸14,612 客戸31,721 計46,333 貢 絹）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
望 渤海	郭下	3	9	300	0	寧海・東永和・通寶・三汊・蒲臺・ 舊安定・李則・新安定・丁字河鎮	黄河	1
望 招安	西北 60	2	2	100	0	永豊・馬家莊鎮	沙河	1
計 2		5	11	220	0	土 産 絹, 絲蚕 (原文, 同棗州)		2種

F11 濱州 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 新 新 新 对 存 存	置 務 務 縣 縣 鎮 鎮 酒 設 設 商 税 税 新 新 新 对 税 存 存	率 率 務 務 市 市 務 地 地 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 率 率	1 1 100 2 25 6 75 8 6 75 6 100 8 100 18 44 8 100													
併 設 地	州 縣	¹ 在城・ ² 招安縣														2 処
計 6	鎮 市	³ 安定・ ⁴ 東永和・ ⁵ 永豊・ ⁶ 蒲臺鎮														4 処
新 稅 務 地	州 縣	1の地														1 処
計 8	鎮 市	2～6の地・ ⁷ 寧海鎮・ ⁸ 三河口														7 処
存 続 地	州 縣	1の地														1 処
計 8	鎮 市	2～8の地														7 処
不 明 地		0 処												不 明 率	0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，130頁参照。
- (2) (1)の書130頁参照。なお同頁で商税務の旧務年代を慶暦前としているが，慶暦3年又は2年の可能性もある。
- (3) (1)の書129頁に掲載。
- (4) (1)の書129頁に掲載。
- (5) (1)の書131頁の地理表を移録。

12 恩州

(1) 酒統計

恩州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

恩州 F12

舊。在城及歴亭・漳南・武城・饒陽・甘陵・領宗・寶保・田樓・寧化鎮・阮村店十一務

①原文，瀝。志，歴
②原文，成。志，城

歲	61,806貫
熙寧十年祖額	40,949貫253文
買撲	9,605貫226文

旧額61,806貫，新額（官売＋買撲）50,554貫（文は計算せず）で，両額の差額は－11,252貫，増加率－18%になる。官売額40,949貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は81%，買撲額9,605貫が占める比率である買撲率は19%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

12 恩州 銭 額 表

旧 額	61,806 貫	
新 額	官売	40,949 貫
	買撲	9,605 貫
	計	50,554 貫
新旧差額	-11,252 貫	
増 額 率	-18 %	
官 売 率	81 %	
買 撲 率	19 %	

(2) 酒務表

寰宇記58・九域志2により太平興國中～元豊間の恩州諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾

に示す。酒統計は在城・県務 3・鎮市 7 を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば慶暦 8 年前の旧外県 4 で、また県酒務 3 であるので、県置務率は $(3 \div 4)$ は 75% になる。州県務（在城 + 県務 3）は 4 務であ

F12 恩州 県変遷図

年代	外 県				郭下	州名
太平興國中	漳	歷	武	清	清	貝
	南	亭	城	陽	河	州
旧務年代	1○	2○	3○	4×	○	↓
慶暦 8 年 1048	↓	↓	↓	↓	↓	①恩州
至和 1 年 1054	②→	↓	↓	↓	↓	↓
熙寧 4 年 1071	↓	↓	↓	③→	↓	↓
10 年	↓	○2	○1	↓	↓	↓

る。全酒務地 11 処に占める州県務の比率である州県務率 $(4 \div 11)$ は、36% になる。鎮市務は 7 務で、鎮市務率 $(7 \div 11)$ は、64% になる。

次に酒統計に○印を付した¹在城・²歴亭・³漳南・⁴武城（州県務 4）及び⁵饒陽・⁶寧化鎮（鎮市務 2）の計 6 処が酒務・旧商税務の併設地である。酒地 11 処に占める併設地の比率である併設率 $(6 \div 11)$ は、55% になる。旧商税務 6 処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(6 \div 6)$ は、100% になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の 1・2・4 の地（州県務 3），及び⁷寶保（鎮市務 1）の計 4 処である。酒務地 11 処に対する新税務地の比率である新務地率 $(4 \div 11)$ は、36% になる。新商税務 7 処⁽³⁾に対する新税務地の比率である対新商税務率 $(4 \div 7)$ は、57% になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の 1～4 の地（州県務 4），及び 5～7 の地・⁸甘陵・⁹領宗・¹⁰田樓・¹¹阮村（鎮市務 7）で計 11 処である酒務地 11 処に占める存続地の比率である存続率 $(11 \div 11)$ は、100% になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率 0% である。以上の恩州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F12 恩州 格下 地理表（主戸32,535 客戸22,049 計54,584 貢 白麴）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計5
望	清河	郭下	4	6	150	0	定遠・阮村・甘陵・大清・寧化・田樓鎮	永濟渠, 漳渠	2
望	武城	東 50	4	4	100	0	饒陽・領宗・寶保・舊県鎮	永濟渠河, 沙河	2
望	歷亭	東 90	4	4	100	0	安樂・楊村・禮固・漳南鎮	永濟渠	1
計 3			12	14	116	0	土産 白麴, 靴麴, 絲, 布, 絨, 絹		6種

F12 恩州 酒 務 表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	対	新	新	新	対	税	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	税	税	商	新	新	統	統	
4	3	75	4	36	7	64	11	6	55	6	100	4	36	7	57	11	100	
併設地	州県	¹ 在城・ ² 歷亭・ ³ 漳南・ ⁴ 武城														4 処		
計 6	鎮市	⁵ 饒陽・ ⁶ 寧化鎮														2 処		
新稅務地	州県	1・2・4の地														3 処		
計 4	鎮市	⁷ 寶保鎮														1 処		
存続地	州県	1～4の地														4 処		
計 11	鎮市	5～7の地・ ⁸ 甘陵・ ⁹ 領宗・ ¹⁰ 田樓鎮・ ¹¹ 阮村店														7 処		
不明地		0 処												不明率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 132頁参照。
- (2) (1)の書131頁に掲載。
- (3) (1)の書131頁に掲載。
- (4) (1)の書133頁の地理表を移録。

13 永静軍

(1) 酒統計

永静軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

永静軍 F13	
舊。在城及阜城県・新高・弓高・仁高鎮・袁村六務	①
歳	34,081貫
熙寧十年祖額	39,805貫 275文
買撲	7,171貫 256文

①原文，表。志，袁

旧額34,081貫，新額（官売+買撲）46,976貫（文は計算せず）で，両額の差額は12,895貫，増加率38%になる。官売額39,805貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は38%，買撲額7,171貫が占める比率である買撲率は15%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F13 永静軍 銭 額 表

旧 額	34,081 貫	
新 額	官売	39,805 貫
	買撲	7,171 貫
	計	46,976 貫
新旧差額	12,895 貫	
増 額 率	38 %	
官 売 率	85 %	
買 撲 率	15 %	

(2) 酒務表

寰宇記68・九域志2・方域5・地理志2・通鑑263・同書294により太平興國中～元豊間の永静軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城・県1・鎮市4を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば慶曆7年前の旧外県1で，また県酒務1であるので，県置務率は(1÷1)は100%になる。州県務（在城+県務1）は2務である。全酒務地6処に占める州県務の比率である州県務率(2÷6)は，33%になる。鎮市務は4務で，鎮市務率(4÷6)は，67%になる。

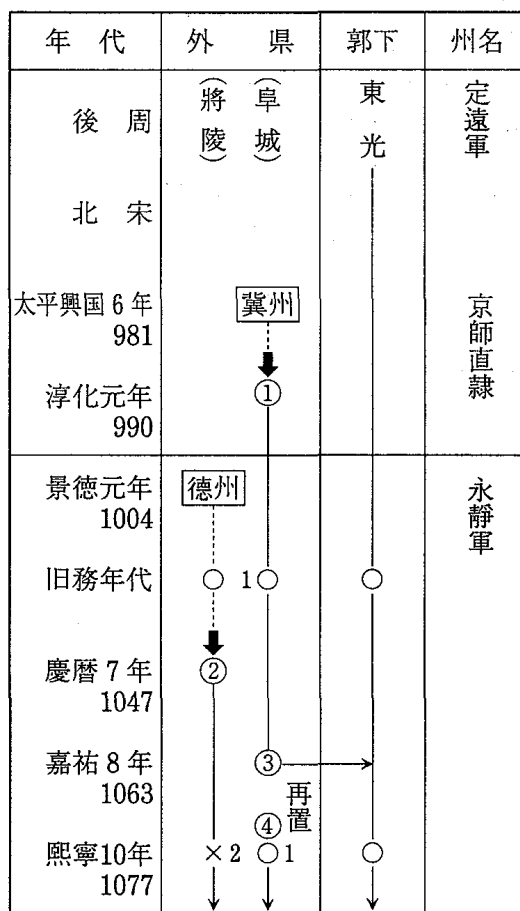
次に酒統計に○印を付した¹在城・²阜城
 県 (州県務 2) 及び新高・³弓高・⁴仁高鎮・⁵
⁶袁村 (鎮市務 4) の計 6 処が酒務・旧商
 税務の併設地である。酒務地 6 処に占め
 る併設地の比率である併設率 (6÷6) は、
 100%になる。旧商税務 9 処⁽²⁾に占める併
 設地の比率である対旧商税務率 (6÷9)
 は、67%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新
 税務地は、酒統計に□印を付した上記の
 1・2 の地 (州県務 2), 及び 3・5 の地
 (鎮市務 2) の計 4 処である。酒務地 6 処
 に対する新税務地の比率である新務地率
 (4÷6) は、67%になる。新商税務 6 処⁽³⁾

に対する新税務地の比率である対新商税務率 (4÷6) は、67%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△
 印を付している。存続地は上記の 1・2 の地 (州県務 2), 及び 3~6 (鎮市務 4)
 で計 6 処である。酒務地 6 処に占める存続地の比率である存続率 (6÷6) は、100
 %になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率 0
 %である。以上の永静軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F13 永静軍 県変遷図



F13 永静軍 格同下州 地理表 (主戸20,273 客戸13,112 計33,385 貢 絹, 篋)

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 5
緊	東光	郭下	4	3	75	0	新高・弓高・袁村鎮	永濟河, 漳河	2
望	將陵	西南 120	3	5	166	0	安陵・吳橋・仁高・趙宅・王琮鎮	永濟河, 鈎盤河	2
中	阜城	西 70	2	0	0	0		衡漳河	1
計 3			9	8	88	0	土産 水葱, 蓆, 茅簞, 海蛤, 絹		5種

F13 永靜軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	对 税 新 新 新 对 税 存 存	税 新 新 新 对 税 存 存	新 新 新 对 税 存 存	新 新 新 对 税 存 存	对 税 存 存	对 税 存 存	存 存	存 存
1	1	100	2	33	4	67	6	6	100	9	67	4	67	6	67	6	6	100
併 設 地	州 県	¹ 在城・ ² 阜城県														2 処		
計	6	鎮 市	³ 新高・ ⁴ 弓高・ ⁵ 仁高鎮・ ⁶ 袁村														4 処	
新 税 務 地	州 県	1・2の地														2 処		
計	4	鎮 市	3・5の地														2 処	
存 続 地	州 県	1・2の地														2 処		
計	6	鎮 市	3～6の地														4 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %			

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著, 134頁参照。
- (2) (1)の書133頁に掲載。
- (3) (1)の書133頁に掲載。
- (4) (1)の書135頁の地理表を移録。

14 乾寧軍

(1) 酒統計

乾寧軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

乾寧軍 F14

○□△ 在城及范橋鎮二務

①原文, 欠

歳

24,240貫

熙寧十年祖額

16,982貫058文

買撲

224貫621文

旧額24,240貫，新額（官売+買撲）17,206貫（文は計算せず）で，両額の差額は-7,034貫，増加率-29%になる。官売額16,982貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は99%，買撲額224貫が占める比率である買撲率は1%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F14 乾寧軍 銭額表

旧 額	24,240 貫	
新 額	官売	16,982 貫
	買撲	224 貫
	計	17,206 貫
新旧差額	-7,034 貫	
増 額 率	-29 %	
官 売 率	99 %	
買 撲 率	1 %	

(2) 酒務表

寰宇記68・九域志2・方域5・地理志2・通鑑263・同書294により太平興國中～元豊間の乾寧軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。范橋鎮は県格の鎮であるので，酒統計は在城・県1を記す。それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

F14 乾寧軍 県変遷図

年 代	外 県	郭 下
太平興國中	范橋鎮	永 安
旧務年代	1×	○
熙寧10年 1077	○1	○
	↓	↓

図によれば熙寧10年前の旧外県1で，また県酒務1であるので，県置務率は(1÷1) 100%になる。州県務（在城+県務1）は2務である。全酒務地2処に占める州県務の比率である州県務率(2÷2)は，100%になる。鎮市務はなく，鎮市務率0%である。

次に酒統計に○印を付した¹在城（州県務1）1処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地2処に占める併設地の比率である併設率(1÷2)は，50%になる。旧商税務1処⁽²⁾に占める併設地の比率である対旧商税務率(1÷1)は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1の地・²范橋鎮（州県務2）の計2処である。酒務地2処に対する新税務地の比率である新務地率(2÷2)は，100%になる。新商税務2処⁽³⁾に対する新税務地の比

率である対新商税率 (2÷2) は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表⁽⁴⁾にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・2の地(州県務2)で計2処である。酒務地2処に占める存続地の比率である存続率(2÷2)は、100%になる。なお旧商税率・新商税率・地理表に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の乾寧軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F14 乾寧軍 格同下州 地理表 (主戸5,263 客戸1,193 計6,456 貢 絹)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
ナシ	郭下	0 0	—	寨 6	釣臺・獨流北・當城・沙渦・獨流東・百萬寨	永濟渠, 界河	2
范橋鎮	南 30	2 0	0				
計 2		2 0	0	6	土 産 ナシ		0

注 郭下は県でなくても1県とし、郷を有する県以外の機関も県として扱う

F14 乾寧軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 務 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存
1	1	100	2	100	0	0	2	1	50	1	100	2	100	2	100	2	100
併 設 地	州 県	¹ 在城														1 処	
計 1	鎮 市															0 処	
新 税 務 地	州 県	1の地・ ² 范橋鎮														2 処	
計 2	鎮 市															0 処	
存 続 地	州 県	1・2の地														2 処	
計 2	鎮 市															0 処	
不 明 地												0 処	不 明 率	0 %			

注 范橋鎮は郷を有するので県として扱う

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，136～138頁参照。
- (2) (1)の書135頁に掲載。
- (3) (1)の書135頁に掲載。
- (4) (1)の書138頁の地理表を移録。

15 信安軍

(1) 酒統計

信安軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

信安軍 F15	
舊。在城一務	
歳	5,959貫
熙寧十年祖額	7,887貫554文
買撲	61貫873文

旧額5,959貫，新額（官売+買撲）7,948貫（文は計算せず）で，両額の差額は1,989貫，増加率33%になる。官売額7,887貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は99%，買撲額61貫が占める比率である買撲率は1%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F15 信安軍 銭額表

旧 額	5,959 貫	
新 額	官売	7,887 貫
	買撲	61 貫
	計	7,948 貫
新旧差額	1,989 貫	
増 額 率	33 %	
官 売 率	99 %	
買 撲 率	1 %	

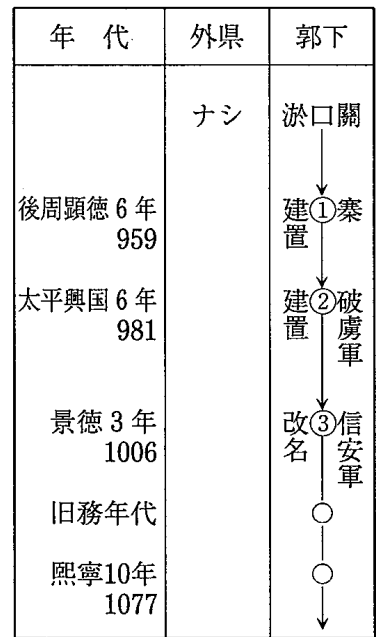
(2) 酒務表

広記10・九域志2により太平興國中～元豊間の信安軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城のみを記すが，酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0で、県置務率がない。州県務（在城）は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は100%になる。鎮市務はなく、鎮市務率0%である。

次に酒務地は酒統計に○□△印を付した¹在城のみである。併設地・新稅務地・存続地・旧商稅務⁽²⁾・新商稅務⁽³⁾は共に1処であり、諸比率は100%である。また地理表⁽⁴⁾に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の信安軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F15 信安軍 県変遷図



F15 信安軍 同下州 地理表（主戸318 客戸391 計709 貢 絹）

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 1	
	郭下	0	0	-	寨 6	周河・刀魚・田家・狼城・佛聖渦・李詳寨	滹沱河	1
計 1		0	0	-	6	土産 ナシ		計 0

郭下は県として扱う

F15 信安軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 務 率	州 縣 務 率	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	对 旧 商 率	税 務 率	新 稅 務 地	新 務 地 率	新 商 稅 務	对 新 商 率	存 続 地	存 続 率
0	0	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	100
併 設 地	州 縣	¹ 在城													1 処
計 1	鎮 市														0 処
新 稅 務 地	州 縣	1 の地													1 処
計 1	鎮 市														0 処
存 続 地	州 縣	1 の地													1 処
計 1	鎮 市														0 処
不 明 地											0 処	不 明 率	0 %		

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，139頁参照。
- (2) (1)の書139頁に掲載。
- (3) (1)の書139頁に掲載。
- (4) (1)の書140頁の地理表を移録。

16 保安軍

(1) 酒統計

保安軍の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

保安軍 F16	
舊。在城 ^{〇□△} 一務	
歳	6,667貫
熙寧十年祖額	6,449貫632文
買撲不記	

旧額6,667貫，新額（官売+買撲）6,449貫（文は計算せず）で，両額の差額は-218貫，増加率-3%になる。官売額6,449貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は100%，買撲額0・買撲率0%である。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

F16 保安軍 銭 額 表

旧 額	6,667 貫	
新 額	官売	6,449 貫
	買撲	0 貫
	計	6,449 貫
新旧差額	-218 貫	
増 額 率	-3 %	
官 売 率	100 %	
買 撲 率	0 %	

(2) 酒務表

寰宇記68・九域志2により太平興國中～元豊間の保定軍諸県の変化を県変遷図⁽¹⁾に示す。酒統計は在城のみを記すが，酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0で、県置務率はない。州県務（在城）は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率（1÷1）は、100%になる。鎮市務はなく、鎮市務率0%である。

次に酒務地は酒統計に○□△印を付した¹在城のみである。併設地・新税務地・存続地・旧商税務²・新商税務³は共に1処で、諸比率は100%である。地理表⁴に見えない不明地はなく、不明率0%である。以上の保定軍の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

F16 保定軍 県変遷図

年 代	外 県	郭 下
	ナシ	新鎮
太平興国 6年 981		↓ 建置①平戎軍
景德 1年 1004		↓ 改名②保定軍
旧務年代		↓ ○
熙寧10年 1077		↓ ○

F16 保定軍 同下州 地理表（主戸828 客戸233 計1,061 貢 純）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 1
ナシ	郭下	0	0	—	寨 2	桃家・父母寨	滹沱河	1
計 1		0	0	—	2	土産 不記		

郭下は県として扱う

F16 保定軍 酒 務 表

外 県	置 務 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 税 務	対 税 旧 商 率	新 税 務 地	新 務 地 率	新 商 税 務	対 税 新 商 率	存 続 地	存 続 率
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
併 設 地		州 県		¹ 在城												1 処	
計 1		鎮 市														0 処	
新 税 務 地		州 県		1 の地												1 処	
計 1		鎮 市														0 処	
存 続 地		州 県		1 の地												1 処	
計 1		鎮 市														0 処	
不 明 地												0 処		不 明 率		0 %	

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著141頁参照。
 (2) (1)の書140頁に掲載。
 (3) (1)の書141頁に掲載。
 (4) (1)の書142頁の地理表を移録。

おわりに

河北東路16州軍の酒額をまとめると表1の如くである。F2滄州の元豊戸は約6万戸で、元豊に近い熙寧10年の新商税額は約9万貫であり、戸・商税共に河北

表1 F河北東路 銭額総合表

州軍	旧額	新額	差額	増額率	官売	買撲	官売率	買撲率	戸	商税
F1 澶州	79,187	91,756	12,569	16	81,354	10,402	89	11	56,025	33,330
F2 滄州	132,247	132,245	-2	0	119,900	12,345	91	9	56,911	94,825
F3 冀州	85,661	76,139	-9,522	-11	72,139	4,000	95	5	51,136	18,859
F4 瀛州	64,341	47,984	-16,357	-25	41,675	6,309	87	13	33,327	24,657
F5 博州	85,019	86,046	1,027	1	65,374	20,672	76	24	72,892	33,827
F6 棣州	81,246	95,445	14,199	17	90,781	4,664	95	5	38,943	52,379
F7 莫州	22,468	27,471	5,003	22	25,909	1,562	94	6	13,436	9,613
F8 雄州	23,827	22,780	-1,047	-4	22,318	462	98	2	8,969	11,552
F9 霸州	24,536	20,717	-3,819	-15	18,919	1798	91	9	15,059	5,817
		20,627	-3,909	-16			92	8		
F10 德州	94,601	86,142	-8,459	-9	78,887	7,255	92	8	36,838	47,510
F11 濱州	52,473	60,858	8,385	16	43,407	17,451	71	29	46,333	68,595
F12 恩州	61,806	50,554	-11,252	-18	40,949	9,605	81	19	54,584	17,987
F13 永静軍	34,081	46,976	12,895	38	39,805	7,171	85	15	33,385	26,727
F14 乾寧軍	24,240	17,206	-7,034	-29	16,982	224	99	1	6,456	5,392
F15 信安軍	5,959	7,948	1,989	33	7,887	61	99	1	709	1,434
F16 保安軍	6,667	6,449	-218	-3	6,449	0	100	0	1,061	1,738
計	878,539	876,716	-1,823	-0.2	772,735	103,891	88	12	526,064	454,242
		876,626	-1,913			103,981				

東路でトップクラスである。熙寧10年の酒新額も約13万貫でトップである。逆に戸・商税が低レベルのF15信安軍（戸約7百戸・商税約1千貫）の新酒額は約7千貫で低レベルである。なお商税額の大小は酒額の大小と多くの州軍で一致する。東路では戸・商税の大小がおおまかには酒額の大小と一致するとみてよいであろう。しかしF9覇州の商税額は約6千貫と低いが、酒額は約2万貫と高額である。覇州は北辺にあり軍事基地がおかれていたので、酒額が戸・商税の低額に反して高額となったものと思われる。これは永興軍路・秦鳳路などの西辺軍事基地を擁する州軍にも共通する。軍事基地の州軍を除くと、州軍の戸・商税額の大小は酒額の大小とおおまかには一致する。

次に酒額の新旧の相違をみると、16州軍のうち8州軍が減額し、増額州軍7・不変州軍1であるが、路全体では10%減である。減額率は13%・15%で、増額率は0.1~89%の範囲であり、同率の州軍はない。また各州軍の新旧額の差額は約2~16,000貫の範囲であるが、差額が同額の州軍はない。このように各州軍の新旧の増減率及び税額差が一定ではないので、斉一的・均一的な増減対策は行われなかったことがわかる。増減率・差額に一定の傾向がみられないのであるから、新旧額の相違は主として酒消費量自体の変動により生じたとみななければならない。

次に官売額・買撲額をみると、路全体の熙寧十年の官売額は約77万貫、買撲額は約10万貫で、その差は約67万貫であり、官売額が買撲額の約8倍である。官売が路全体の88%を占め、買撲は12%に過ぎない。各州軍の官売額・買撲額をみると全州軍で相違しているのが、各州軍に対する同額の割付販売は行われなかったことがわかる。各州軍における官売率・買撲率をみると、数州軍で同率であるが(F3とF6, F14とF15)、多くは比率が相違するので、官売・買撲が同比率州軍は偶然に同比率になったのであり、意図的に即ち対策として同比率での販売は行われなかったと思われる。したがって官売額・買撲額・官売率・買撲率はそれぞれ都市エリア・鄉村エリアの酒消費量が反映したものである。

官売制は行政都市エリア・地方小都市エリア＝都市エリアに、買撲制は主に郷村エリアに適用されたが、上にみたように官売額が買撲額よりはるかに高額であるので、都市エリアの酒消費量が郷村エリアよりはるかに多い。郷村エリアより都市エリアの酒消費量大であることは当然予想されるのであるが、表1の数値はそのことを裏付ける。

次に表2は16州軍の酒務表を総括したものである。注目したいのは旧務年代（旧商税務表）・熙寧10年（新商税務表）・元豊（地理表）で確認できない不明地が8例にとどまり、全体の約6%に過ぎないことである。不明地率5%・存続率84%は、河北東路において酒務が置かれた行政都市・地方小都市・町が社会的・経済

表2 F 河北東路 酒務総合表

州軍	州県務	鎮市務	全酒務	併設地	併設率	対税旧商率	新税務地	新務地率	対税新商率	存続地	存続率	不明地	不明率	旧商税務	新商税務
F1	5	4	9	9	100	90	7	78	50	7	78	0	0	10	14
F2	7	17	24	22	92	100	20	83	74	20	88	0	0	22	27
F3	6	8	14	7	50	100	11	79	100	13	93	1	7	7	14
F4	4	3	7	7	100	100	6	86	100	7	100	0	0	7	6
F5	4	10	14	10	71	71	8	57	67	6	43	4	29	14	12
F6	3	10	13	11	85	100	12	92	80	12	92	1	8	11	15
F7	3	0	3	3	100	100	3	100	100	3	100	0	0	3	3
F8	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
F9	2	1	3	2	67	67	2	67	67	3	100	0	0	3	3
F10	4	12	16	12	75	92	11	69	69	11	69	1	6	13	16
F11	2	6	8	6	75	100	8	100	44	8	100	0	0	6	18
F12	4	7	11	6	55	100	4	36	57	11	100	0	0	6	7
F13	2	4	6	6	100	67	4	67	67	6	100	0	0	9	6
F14	2	0	2	1	50	100	2	100	100	2	100	0	0	1	2
F15	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
F16	1	0	1	1	100	100	1	100	100	1	100	0	0	1	1
計	51	82	133	105	79	91	101	76	69	112	84	7	5	115	146

的に安定性がかなり高かったことを証し、同時に熙寧10年の商税の新務表に旧酒務地がみえる場合、その地に熙寧10年でも酒務が置かれた確率が甚だ高いことをも意味する。

次に表2によれば全酒務133処でその内訳は州県酒務51、鎮市務82である。旧商税務地115処に対し併設地105処で、商税務のみの地は10処にすぎない。併設率が路全体としては79%と高率であり、併設率が70%未満の州軍4と少ない。このことは河北東路の都市には酒務・商税務の併設が一般的に行われたことを証する。また新商税務が置かれた新務地率も76%と高率である。

次に表3によれば旧務時代の酒務地133で、そのうち旧務時代の行政都市52・地方小都市56で都市が酒務地の約81%を占めるので、酒務の大半は都市に置かれた。酒務のみが置かれた町は25処と少ない。小都市・町は81処で行政都市の152%である。小都市が0の州軍6で、小都市1の州軍1(F3)に過ぎず、小都市は比較的によくの州軍で発展していた。しかし町が0又は1の州軍10であり、多くの州軍に町が発展していなかった。

契丹の一時的侵攻はあったが、すでに指摘したように河北東路は社会的・経済的に安定していたとみえ、酒務地133のうち元豊まで残っていた存続地は112処である。したがって少なくとも熙寧10年には112処の酒務地が存在したであろう。

表3 F河北東路 旧務年代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	計
行政都市	5	7	7	4	4	3	3	1	2	4	2	4	2	2	1	1	52
地方小都市	4	16	1	3	6	8	0	0	0	8	4	2	4	0	0	0	56
町	0	1	6	0	4	2	0	0	1	4	2	5	0	0	0	0	25
酒務(計)	9	24	14	7	14	13	3	1	3	16	8	11	6	2	1	1	133

行政都市数：各州軍の酒務表の州県数（酒務・商税務が併設されず酒務のみの県を含む）

F2無棣県、F3武邑県、F14范橋鎮（県格）は酒務のみ

地方小都市数：各州軍の酒務表の併設地欄の鎮市数

町数：酒務－（行政都市数＋地方小都市数）

注1 廢州・廢軍を除く

2 H16は酒務のみの県2、且つ新額時代では両県は鎮に降格

表4 F 河北東路 新務時代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	計
行政都市	5	8	7	4	4	3	3	1	2	3	1	4	2	2	1	1	51
地方小都市	2	12	4	2	4	9	0	0	0	8	7	1	2	0	0	0	51
町	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	6	2	0	0	0	12
税務不置県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
存続地	7	21	13	7	6	12	3	1	3	11	8	11	6	2	1	1	114 113

存続地＝行政都市＋地方小都市＋町＋税務不置県（例外あり。F4, F5）

行政都市：各州軍酒務表の新税務地欄の州県数

地方小都市：各州軍酒務表の新税務地欄の鎮市数

町：各州軍酒務表の新税務地欄に見えず、存続地欄にみえる酒務地

F2 屯²莊, F4 劉⁴解, F5 の興⁷利・廣¹⁰平, F12 漳³南⁴県, F13 の弓⁴高・袁⁶村

税務不置県：各州軍酒務表の新税務地欄に見えず、存続地欄にみえる酒務設置の県

表4によれば熙寧10年に新商税務が置かれた酒務地である新税務地の内訳は、行政都市51、地方小都市51、町12、税務不置県0（酒務のみの県）である。都市対町＝102対12であり、町は都市の12%に過ぎない。また行政都市対地方小都市・町＝51対63であり、地方小都市・町は行政都市の約123%である。旧務時代の152%に比して新務時代の地方小都市・町の行政都市に対する比率は低くなっている。ただし留意しなければならないのは、地理表に示した地名は九域志が採録した地であり、九域志は草市を採録していないので、存続地は旧酒務地より少なくなる場合があることである。換言すれば存続地113（表4）・存続率84%（表2）以上になる可能性がある。

新務時代では河北東路には少なくとも商税務・酒務が併置された行政都市51、地方小都市51、酒務のみが置かれた町12が存在したであろう。